

碧南市緑の基本計画の 中間評価および計画の見直し（案）について

1

目次

1. 碧南市緑の基本計画について	P 3
2. 中間評価結果	P 7
3. 計画の見直し（案）	P 15

2

1. 碧南市緑の基本計画について

3

碧南市緑の基本計画の概要

◆緑の基本計画とは

- 緑の基本計画は、都市緑地法第4条において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定される計画です。
- 市町村が、主体的に独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共施設や民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものです。

◆計画の対象とする緑

- 都市公園や公共施設の緑地のみではなく、住宅や工場の植栽地、寺社境内地の緑、農地、水辺など、民有地の緑も対象とします。

◆緑のまちづくりの基本的な考え方

- 碧南市緑の基本計画[2019～2030]では、『**ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南**』を緑の将来像に掲げ、市民と協働で緑のまちづくりを進めることとしています。

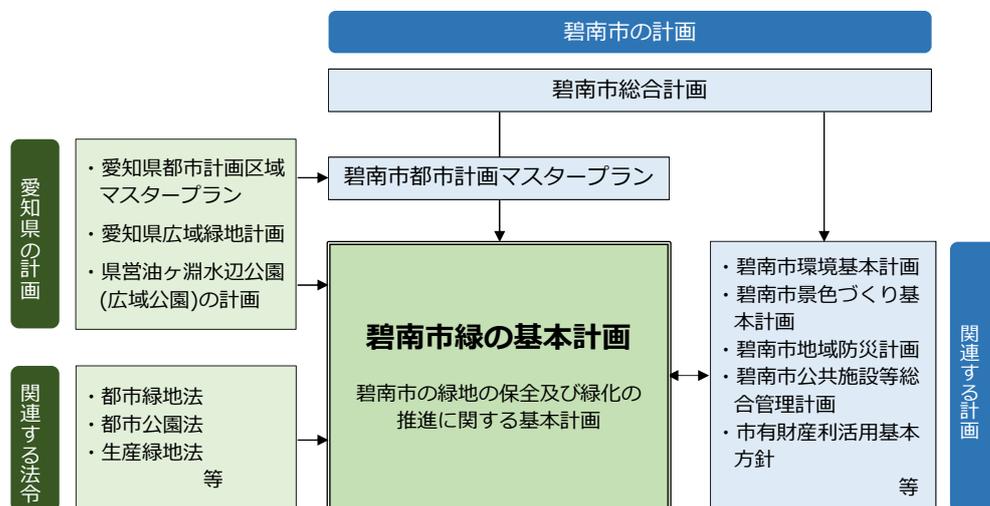


緑の将来像のイメージ

4

緑の基本計画の位置づけ

- ▶ 緑の基本計画は、碧南市における上位計画である碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープランのほか、愛知県の計画（愛知県都市計画区域マスタープラン、愛知県広域緑地計画）や緑に関する法令に即して策定します。
- ▶ 環境、景観、防災等本計画の内容と関連する計画との整合を図ります。

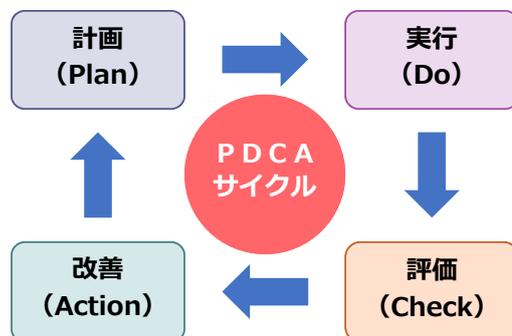


5

計画の進捗管理と必要に応じた見直し

◆目標値等による進捗状況の分析

- ・ P D C A サイクルによる施策の進行管理を行い、計画の実効性を高めます。その上で、概ね5年後を目途に本計画で設定した目標値等の達成状況を評価し、計画の進捗状況を分析します。
- ・ 施策の進捗の遅れや、十分な効果が出ていない場合等、施策実施にあたっての課題を明らかにします。



◆必要に応じた計画の見直し

- ・ 計画の目標年次である2030年（令和12年）までの間であっても、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。
- ・ 計画の見直しは、市民・事業者等の参画のもと、評価・分析を行い、必要な見直しを行います。

6

2. 中間評価結果

7

中間評価の内容

◆計画目標に対する評価

- ・本計画に位置づけた以下の計画目標（①緑地の確保目標水準、②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準、③都市公園の整備目標、④緑被率の目標、⑤公園誘致エリア充足率）について現況値を算定し達成状況を評価します。

計画目標	目標年次 2030年（令和12年）	
①緑地の確保目標水準	市街化区域面積に対する割合	約 12 %
	都市計画区域面積に対する割合	約 39 %
②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	1人当たり緑地面積	約 23 m ² /人
③都市公園の整備目標	1人当たりの都市公園面積(市街化区域)	約 6.3 m ² /人
	1人当たりの都市公園面積(都市計画区域)	約 8.4 m ² /人
④緑被率の目標	市街化区域面積に対する割合	約 19 %
	都市計画区域面積に対する割合	約 44 %
⑤公園誘致エリア充足率	身近な公園の誘致圏面積の割合	約 63 %

◆方針に対する評価

- ・本計画に位置づけた方針ごとに、対応する施策・事業を実施する各担当課にヒアリングを行い、令和5年度末時点における施策・事業の実施状況を把握しました。そしてこの結果、事業が完了したものについては本計画の方針を削除するとともに、策定時以降の情勢変化に伴って方針の変更が必要と判断したものについて計画の見直しを行います。

8

計画目標の評価 ①緑地の確保目標水準

<現行計画>

- ・都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の施設緑地と、農用地区域、河川区域、生産緑地地区等の地域制緑地を合わせた、緑地の総量を示す指標です。
- ・本市では、将来的に住宅地や産業地の拡大による農用地区域の減少や市街化区域内の生産緑地地区の指定解除等が見込まれますが、都市公園等の整備と新たな住宅地や産業地での緑地の確保等により、概ね現状維持を目標とします。

<現況との比較>

- ・農用地区域や生産緑地地区の面積は、計画策定時に比べ減少していますが、街区公園や近隣公園等の都市公園が計画的に整備され、緑地全体としての減少は少なく、市街化区域内、都市計画区域内ともほぼ現状を維持しています。
- ・今後も緑地の減少量を抑えるため、都市公園等の整備や新たな住宅地や産業地での緑地の確保等を進めつつ、農用地区域等の既存の緑地の保全にも努める必要があります。

	計画策定時 2018年 (平成30年)	現況 2023年 (令和5年)	目標年次 2030年 (令和12年)
市街化区域面積に対する割合	13.6%	13.5%	約 12 %
都市計画区域面積に対する割合	40.0%	39.8%	約 39 %

9

計画目標の評価 ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

<現行計画>

- ・都市公園、公共施設緑地を合わせた、都市公園等の総量を示す指標です。
- ・都市計画中央審議会答申(平成7年7月)や「緑の政策大綱」(平成6年建設省決定)においては住民1人当たり面積20㎡以上が望ましいとされていますが、本市では都市公園や運動広場、緑地等の計画的な整備を進め、約23㎡/人を目標とします。

<現況との比較>

- ・計画策定時以降、都市公園は計画的に整備が進み、面積が増加しています。また、公共施設緑地面積は、ほぼ横ばいとなっており、これらを合わせた都市公園等の総量は増加しています。また、1人当たり面積は、目標年次までの増加量の5割近くまで増加しています。
- ・目標水準の達成に向けて、引き続き都市公園等の整備を進める必要があります。

	計画策定時 2018年 (平成30年)	現況 2023年 (令和5年)	目標年次 2030年 (令和12年)
1人当たり緑地面積	21.0㎡/人	21.8㎡/人	約 23 ㎡/人

※目標年次の数値は現行計画のまま。都市公園等の配置計画が確定した段階で変更の可能性あり。

10

計画目標の評価 ③都市公園の整備目標

<現行計画>

- ・都市公園の整備状況を示す指標です。（広域公園である県営油ヶ淵水辺公園も本指標に含めています。）
- ・都市公園法施行令では、市全域における住民1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡としています。また、碧南市都市公園条例においても、市全域における住民1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上、市街地（市街化区域）における住民1人当たりの都市公園面積の標準を5㎡以上としています。
- ・本市では、近隣公園、街区公園等の計画的な整備を進めるほか、県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進し、市街化区域で約6.3㎡/人、都市計画区域で約8.4㎡/人を目標とします。

<現況との比較>

- ・市街化区域では、伊勢町公園等が計画的に整備され、1人当たり面積は増加しており、目標年次までの増加量の約5割となっています。また、県営油ヶ淵水辺公園の供用面積が増え、都市計画区域全体での1人当たり面積も増加していますが、目標年次の面積に対してはまだ少ない状況にあります。
- ・目標水準の達成に向けて、今後も都市公園の計画的な整備を進めるとともに、県営油ヶ淵水辺公園の早期整備を県に働きかけていく必要があります。

	計画策定時 2018年 (平成30年)	現況 2023年 (令和5年)	目標年次 2030年 (令和12年)
1人当たりの都市公園面積 (市街化区域)	5.9㎡/人	6.1㎡/人	約 6.3 ㎡/人
1人当たりの都市公園面積 (都市計画区域)	6.0㎡/人	6.7㎡/人	約 8.4 ㎡/人

※目標年次の数値は現行計画のまま。都市公園等の配置計画が確定した段階で変更の可能性あり。

11

計画目標の評価 ④緑被率の目標

<現行計画>

- ・緑被率とは、緑被面積（上空から見て樹林・草地、農地、水面に覆われている箇所の面積）の区域面積に対する割合を示します。
- ・市街化区域では、生産緑地地区の指定解除等による減少が想定されますが、都市公園や公共施設等への植栽整備、民有地緑化の推進等で緑被面積の増加を図ることにより、現状維持となる約19%を目標とします。また、新たな住宅地・産業地を整備する場合には、公共用地や民有地での緑化を推進し、現在の市街化区域と同程度の緑被面積の確保を目標とします。
- ・都市計画区域全域では、農地や樹林地の保全等により、現状維持となる約44%を目標とします。

<現況との比較>

- ・市街化区域では、住宅地へ転換された農地や樹林地が多く、計画策定時に比べ緑被率が大きく低下しています。また、市街化調整区域でも、農地から住宅地や工業用地への転換が多く、都市計画区域全体でも緑被率が低下しています。
- ・この結果を踏まえ、市民団体や民間事業者等の協力をさらに得ながら、公共空間や民有地における緑被地の増加につながる施策展開を一層強力に進めていく必要があります。

	計画策定時 2018年 (平成30年)	現況 2023年 (令和5年)	目標年次 2030年 (令和12年)
市街化区域面積に対する割合	19.0%	17.2%	約 19 %
都市計画区域面積に対する割合	44.4%	42.9%	約 44 %

12

計画目標の評価 ⑤公園誘致エリア充足率 (街区公園・近隣公園の誘致圏に含まれる範囲の割合)

<現行計画>

- 工業専用地域を除く市街化区域における身近な公園（街区公園・近隣公園）の誘致圏（街区公園：250m、近隣公園：500m）面積の割合を示します。
- 配置バランスに配慮しながら近隣公園、街区公園の計画的な整備を進めることにより、約63%を目標とします。

<現況との比較>

- 市街化区域において、伊勢町公園（近隣公園）等の整備が進んだことから、誘致圏も拡大し、公園誘致エリア充足率は計画策定時に比べ約4ポイント増加していますが、目標年次までは7ポイント以上の増加が必要です。
- この結果を踏まえ、市街化区域内の低未利用地や生産緑地等の活用を含め、住民の身近な公園の整備を一層推進する必要があります。

	計画策定時 2018年 (平成30年)	現況 2023年 (令和5年)	目標年次 2030年 (令和12年)
身近な公園の誘致圏面積の割合	51.7%	55.8%	約 63 %

※目標年次の数値は現行計画のまま。都市公園等の配置計画が確定した段階で変更の可能性あり。

各方針の進捗にかかる中間評価の方法

- ◆緑の基本計画に掲げられた個別の方針すべてを対象に、現在の進捗状況を確認するため、それぞれの方針に対応する施策・事業を実施する担当課に、下の評価シートを用いてヒアリングを行いました。
- ◆その結果をとりまとめて一覧表に整理することで全体の進捗を視覚化し、それぞれの方針に従って、施策・事業が計画通りに進んでいるのか、進んでいない場合は今後どのように取り組むのか、また、未着手の場合はその要因を明らかにした上で、現在の整備方針のまま今後実施する見込みはあるのか、などの観点から評価を行いました。
- ◆評価の結果については全担当課にフィードバックして内容を共有するとともに、計画の方針を見直す必要があると評価したものについては、関係課と調整を行い計画の見直し案を作成しました。

【評価シートの例】

整理 番号	現行稲南市緑の基本計画 【第6章 緑のまちづくり施策の方針】の中の 具体的な整備方針	(参考) 担当課	進捗の状況 (○を付けてください)					
			事業中	完了	未着手	該当なし	(未着手の場合) 理由と今後の方針 (事業中の場合) 問題・課題等がある場合はその内容	
6.2 都市公園の整備及び管理の方針								
(1) 身近な公園の整備方針								
<10年間の整備方針>								
2	公近1	目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間においては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。	都市整備課					
2	公近2	公園が不足している地域においては、生産緑地地区や空地等を活用して都市公園の整備を推進します。	都市整備課					
2	公近3	密集市街地で街区公園の整備が困難な地域においては、市民緑地等の整備を検討します。	都市整備課					
2	公近4	拡大市街地においては、面整備事業等により3%程度の緑地等の確保を図ります。	都市整備課					
(2) 緑の拠点となる公園の整備方針								
		県営油が淵水辺公園は、自然とのふれあいの場、憩いの場となる広域公園として、愛知県と連	都市整備課					

3. 計画の見直し（案）

15

見直し項目の検討

■見直しの考え方

- ・ 現行の緑の基本計画では、p140において「本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行う」とされています。

■当初の想定からの状況変化

- ・ 山下町は現行の碧南市都市計画マスタープランで「新たな住宅地の整備」が位置づけられており、これを受けて緑の基本計画では、緑の将来像図において同地区を「居住・生産ゾーン」に位置づけ、地区の一角に「街区公園の整備」を計画しています。しかしながら、令和元年度の山下地区市街地整備基礎調査において、災害リスクが高いことが明確となったことから、住宅地とするのは避けることが望ましいと判断されました。

■各種個別事業の進捗状況等の反映

- ・ 中間評価により把握した各種個別事業の進捗状況等を踏まえ、完了した事業に関する文言や図を修正するなど、必要に応じて計画の部分見直しを行います。

16

見直し（案） 緑の将来像

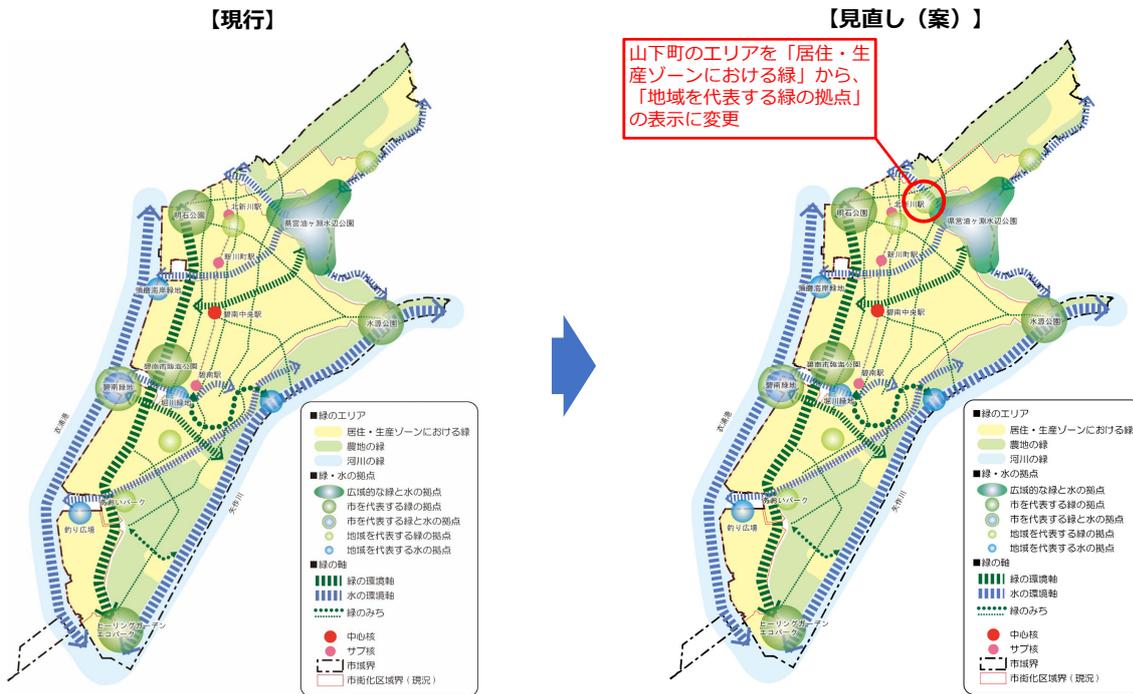
【70ページ】

第5章 緑のまちづくり目標と基本方針

5.1 緑の将来像と基本方針

(1) 緑の将来像

◆緑の将来像図（概ね10年後）



見直し（案） 緑地の配置方針－環境保全系統

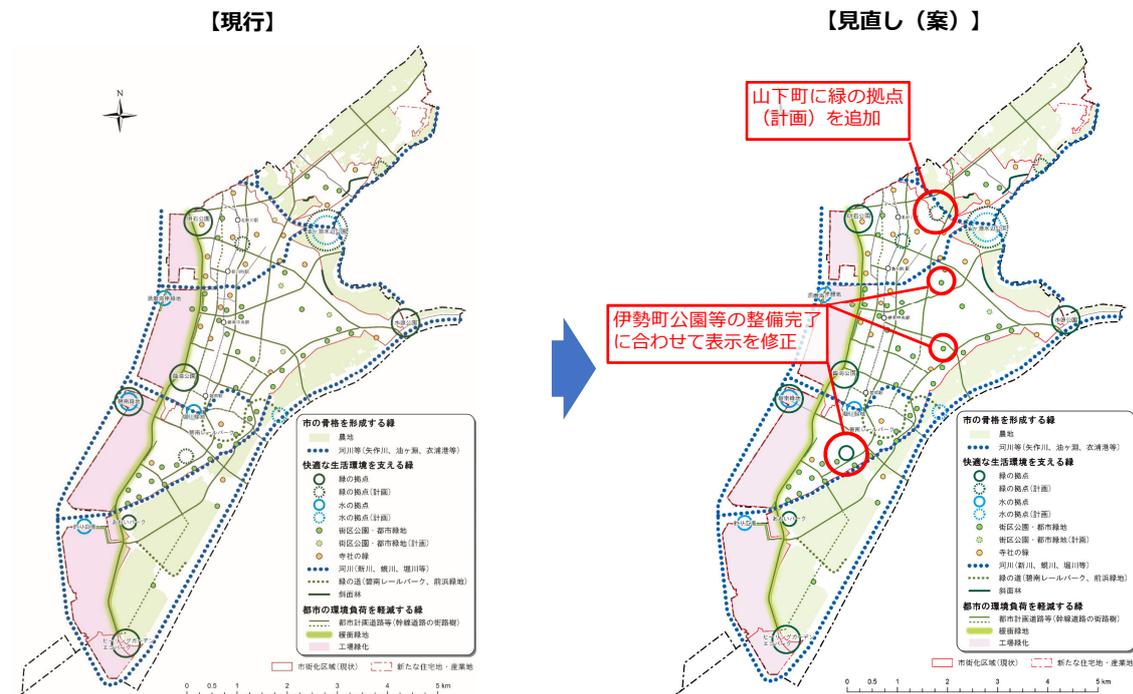
【76ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

■環境保全系統の配置方針図



見直し（案） 緑地の配置方針－レクリエーション系統

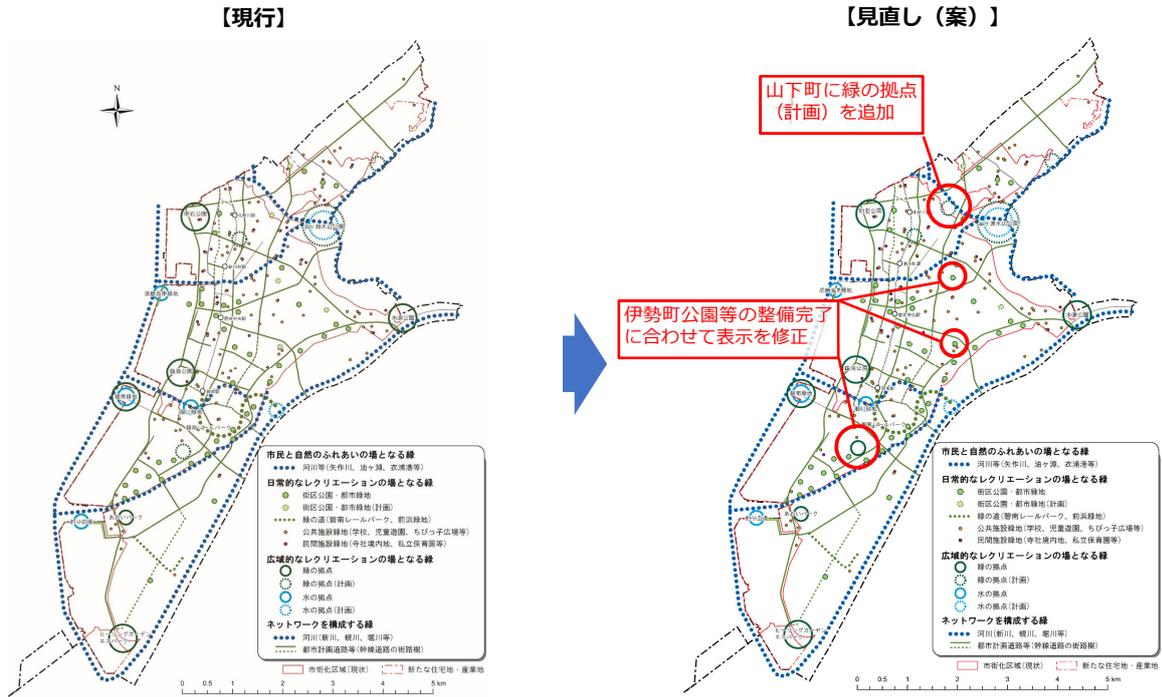
【78ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(2) レクリエーション系統の配置方針

■レクリエーション系統の配置方針図



見直し（案） 緑地の配置方針－防災系統

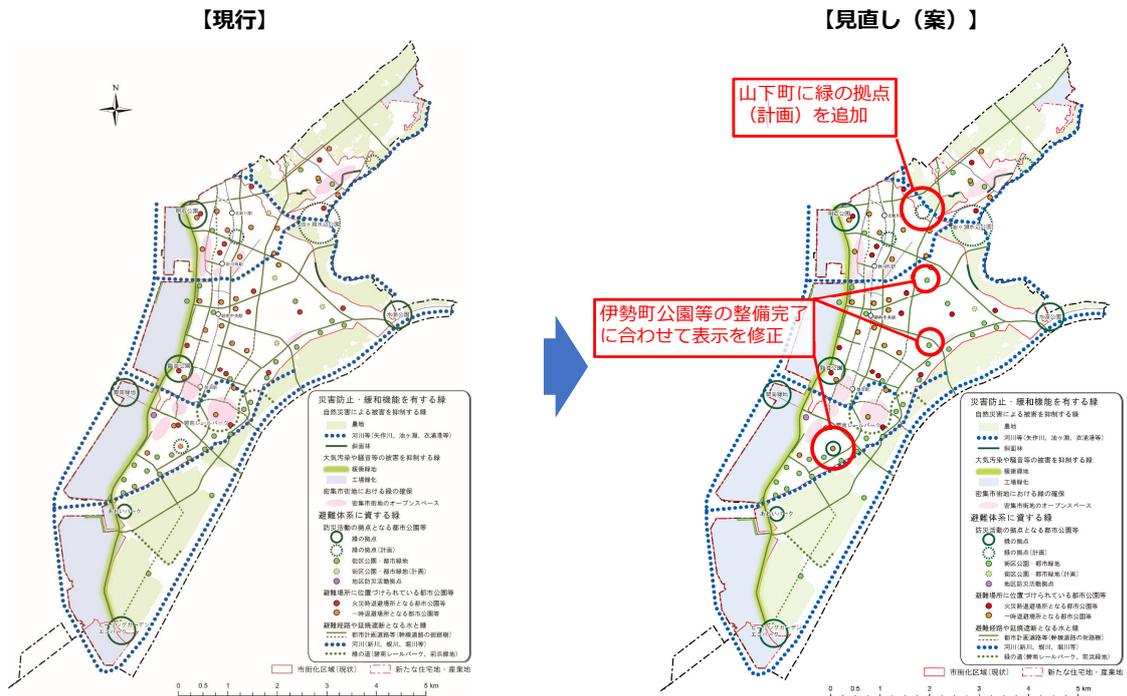
【80ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(3) 防災系統の配置方針

■防災系統の配置方針図



見直し（案） 緑地の配置方針－景観系統

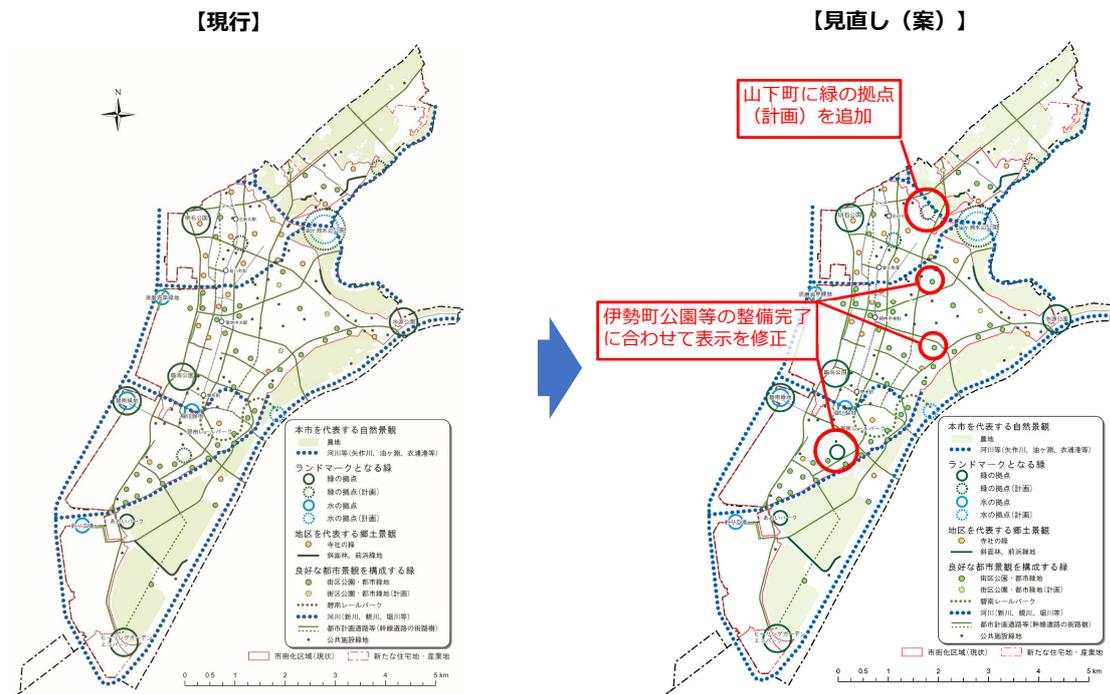
【82ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(4) 景観系統の配置方針

■景観系統の配置方針図



見直し（案） 都市公園の整備及び管理の方針

【83ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.2 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 身近な公園の整備方針

<10年間の整備方針>

【現行】

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間にあいては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。

【見直し（案）】

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間にあいては、近隣公園2ヶ所、街区公園4ヶ所の整備を推進します。

山下町の住宅地整備に伴い、街区公園1ヶ所を整備する計画であったが、山下町の位置づけ変更により、街区公園整備が不要になったため1ヶ所減少

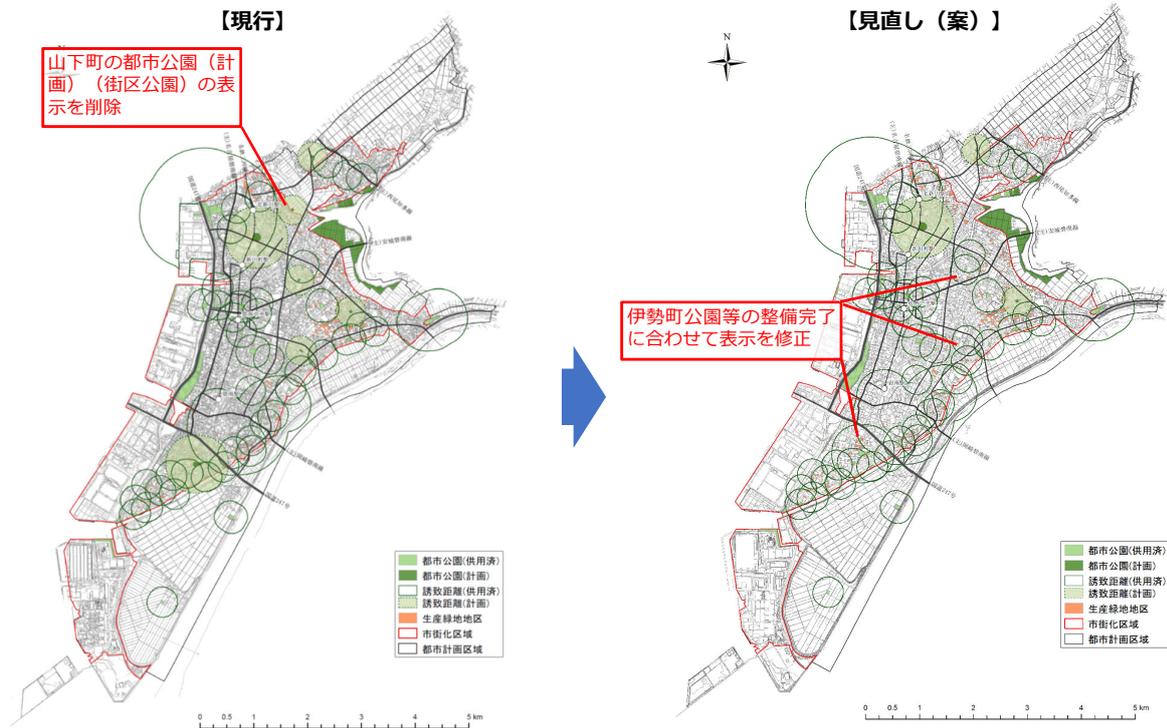
見直し（案） 都市公園の整備及び管理の方針

【84ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.2 都市公園の整備及び管理の方針

■都市公園の整備方針図（10年間の整備方針）



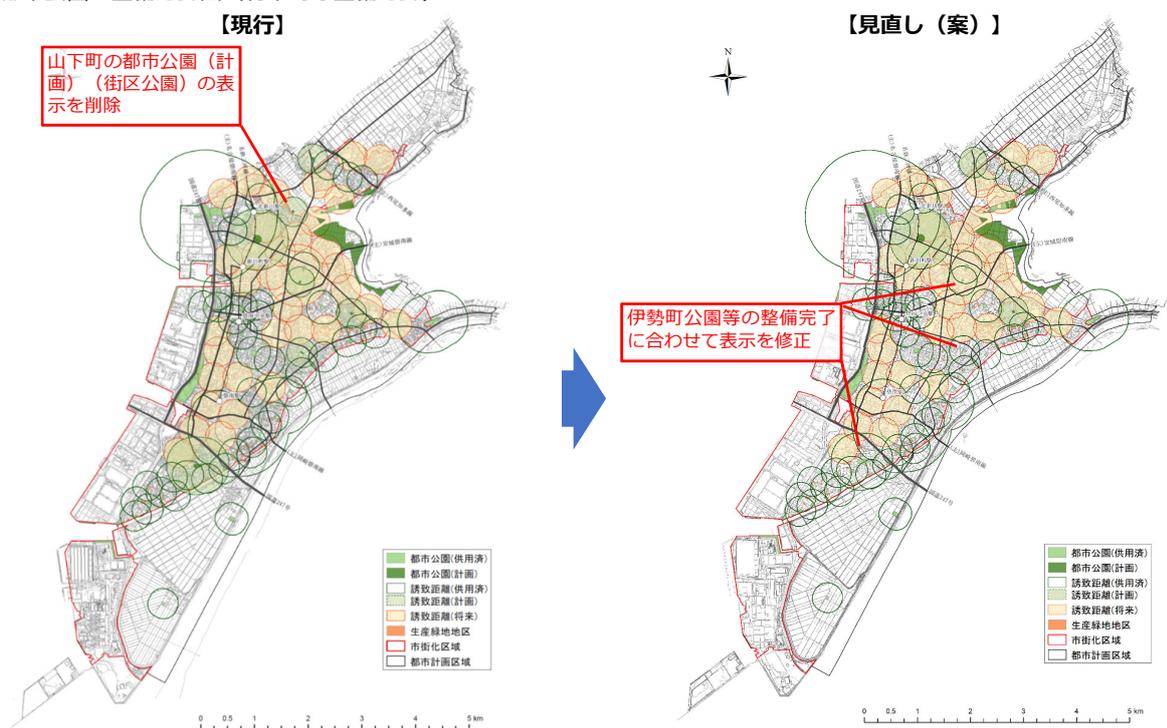
見直し（案） 都市公園の整備及び管理の方針

【85ページ】

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.2 都市公園の整備及び管理の方針

■都市公園の整備方針図（将来的な整備方針）



見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－西端地域

【104ページ】

第7章 地域別緑のまちづくり方針

7.2 地域別緑のまちづくり方針

(1) 西端地域

西端地域の緑のまちづくり方針図



【見直し（案）】



見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－新川地域

【108ページ】

第7章 地域別緑のまちづくり方針

7.2 地域別緑のまちづくり方針

(2) 新川地域

④ 緑のまちづくり方針

【現行】

<具体的な取組>

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。（新規）

【見直し（案）】

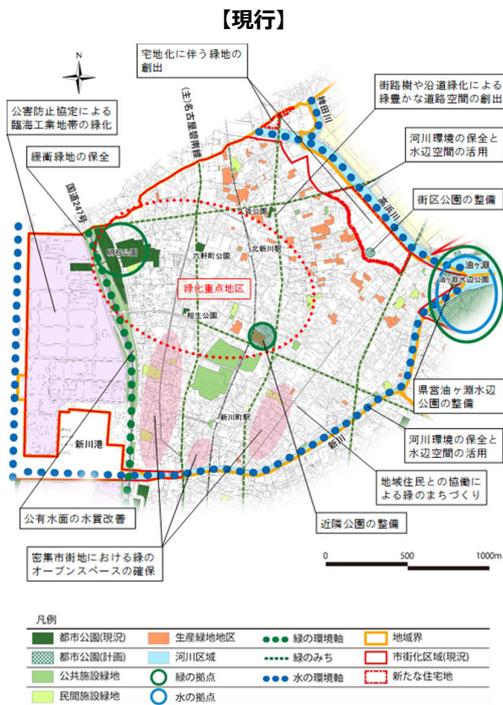
<具体的な取組>

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 山下町において、市民のスポーツや健康増進活動の場として、グラウンド等を有する公園緑地の整備を推進します。

山下町のグラウンド等整備を新規に位置づける。

見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－新川地域

【109ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (2) 新川地域
 新川地域の緑のまちづくり方針図



見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－旭地域

【114ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (3) 旭地域
 旭地域の緑のまちづくり方針図



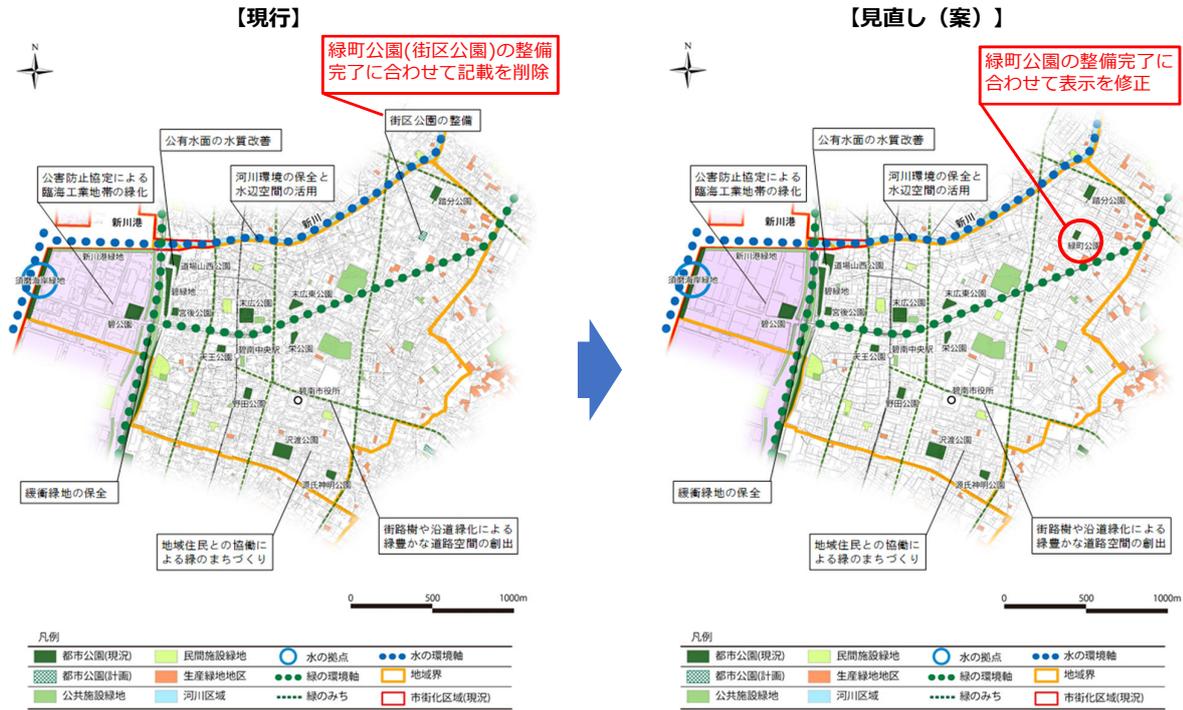
霞浦公園(街区公園)の整備完了に合わせて、引き出し線を削除



霞浦公園の整備完了に合わせて表示を修正

見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－中央地域

【119ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (4) 中央地域
 中央地域の緑のまちづくり方針図



見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－大浜南部地域

【128ページ】
 第7章 地域別緑のまちづくり方針
 7.2 地域別緑のまちづくり方針
 (6) 大浜南部地域
 ④ 緑のまちづくり方針

- 【現行】**
- <具体的な取組>
- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
 - 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
 - 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
 - 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。

- 【見直し（案）】**
- <具体的な取組>
- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
 - 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
 - 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。

伊勢町公園整備完了に合わせて、項目を削除

見直し（案） 地域別緑のまちづくり方針－大浜南部地域

【129ページ】

第7章 地域別緑のまちづくり方針

7.2 地域別緑のまちづくり方針

(6) 大浜南部地域

大浜南部地域の緑のまちづくり方針図

【現行】



凡例	
都市公園(現況)	生産緑地地区
都市公園(計画)	農用地区域
公共施設緑地	河川区域
民間施設緑地	緑の拠点
	水の拠点
	緑の環状軸
	水の環状軸
	地域界
	緑のみち
	市街化区域(現況)
	新たな産業地

【見直し（案）】



凡例	
都市公園(現況)	生産緑地地区
都市公園(計画)	農用地区域
公共施設緑地	河川区域
民間施設緑地	緑の拠点
	水の拠点
	緑の環状軸
	水の環状軸
	地域界
	緑のみち
	市街化区域(現況)
	新たな産業地